**特定建設工事共同企業体協定書**

（目的）

第１条　当共同企業体は、次に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　伊佐市発注に係る伊佐市文化会館受変電設備等改修工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「共同工事」という。）の請負

（２）　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当特定建設工事共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体（以下「当共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、共同工事の請負契約の履行後６箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　共同工事を請け負うことができなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該共同工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　○○会社　　　代表者職氏名

 　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　○○会社　　　代表者職氏名

（代表者）

第６条　当共同企業体の代表者は、名称　とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同企業体の代表者は、共同工事の施行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、伊佐市と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次に掲げるとおりとする。ただし、共同工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

（１）　名称　　○○％

（２）　名称　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上、決定し、共同工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、共同工事の請負契約の履行及び下請契約その他の共同工事の実施に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当共同企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、当共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当共同企業体は、当該建設工事が完了したときに決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他者に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同企業体が共同工事を竣工する日までは脱退することができない。

２　工事途中において当共同企業体を脱退する構成員があった場合は、残存構成員が共同連帯して共同工事を竣工するものとする。

３　当共同企業体を脱退する構成員があった場合の残存構成員の出資の割合は、脱退する構成員の出資の割合を、残存構成員の出資の割合により分割し、これを第８条に規定する残存構成員の出資の割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金の額から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき額を減じて得た額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合には、脱退した構成員に利益金の配当は行わないものとする。

（構成員の除名）

第17条　当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により、当該構成員を除名することができる。

２　前項の場合においては、除名する構成員に対してその旨を文書で通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用する。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第18条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までの規定を準用する。

（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び伊佐市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

（解散後の契約不適合責任）

第20条　共同企業体が解散した後においても、当該工事目的物が契約不適合であるときは、その修補等の対応について、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○会社、外１社は、上記のとおり○○特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠として協定書３通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自１通を所持する保有するほか伊佐市へ１通を提出するものとする。

令和○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　代表構成員　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　　　㊞

　　　　　　　　　　　　構成員　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　　　㊞